

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		平成22年度 第1回 川西市都市計画審議会		
事務局 (担当課)		まちづくり部 まちづくり推進室 都市計画課 内線(2922)		
開催時間		平成22年 4月 23日(金)		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員 (敬称略)	古川・北澤・今北・四谷・住田・北上・小山・中礼・安田・金井・米津・清永		
	関係人	雪岡・西川・酒本		
	事務局	菅原・芝・廣瀬・岡本・奥田・萩倉・堀内・八尾		
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	5名
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		<p>議題</p> <p>(1) 議案第1号 川西市都市計画審議会における正・副会長の選出について</p> <p>(2) その他 中央北地区整備事業に伴う都市計画案件について(事前説明)</p>		
会議結果		(1) 議案第1号 会長には古川委員、副会長には小山委員を選出。		

## 審 議 経 過

No. 1

事務局	<p>お待たせいたしました。 定刻になりましたので、ただ今から、平成22年度 第1回川西市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>私、本日の司会進行を務めさせていただきます、まちづくり部まちづくり推進室長の 芝 でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それではまず、平成22年度 第1回川西市都市計画審議会の開催にあたりまして、大塩市長より、ご挨拶をさせていただきたいと思ひます。</p>
市長	<p>( 市長 開会挨拶 )</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 ただ今より、川西市都市計画審議会委員の辞令交付を始めさせていただきます。</p> <p>( 辞令交付 )</p> <p>( 都市計画審議会の開会 )</p>
事務局	<p>それでは、平成22年度 第1回川西市都市計画審議会にあたり、本審議会委員のご紹介をさせていただきたいと思ひます。</p> <p>( 学識経験者選出委員 )</p> <p>( 市議会選出委員 )</p> <p>( 関係行政機関選出委員 )</p>
事務局	<p>引き続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p>( 事務局紹介 )</p> <p>以上で、紹介を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、お手元の次第により進めさせていただきます。</p> <p>まず、委員の出席についてご報告させていただきます。</p>

	<p>委員17名のうち、本日もご出席いただいておりますのは、12名でございます。</p> <p>従いまして、半数以上の出席を得ておりますので、川西市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。</p> <p>なお、本日は、委員の新任期が始まりました、最初の審議会となりますので、このあと、正・副会長が決まりますまで、仮議長を大塩市長として、議事進行をさせていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、大塩市長、お願いいたします。</p>
仮議長	<p>それでは、正・副会長が決まりますまで、私の方で議事を進めさせていただきます。</p> <p>それではまず、議案第1号「川西市都市計画審議会における正・副会長の選出について」を議題といたします。</p> <p>都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第4条により、会長は、学識経験者から選挙によって定めると規定されております。</p> <p>これを受けまして、川西市都市計画審議会条例第5条の規定により、本審議会に会長及び副会長を置き、会長、副会長は委員の選挙により定めるとありますが、川西市都市計画審議会条例施行規則第3条第2項では、委員の中に異議がないときは、指名推薦の方法により定めることができるとありますので、正・副会長の選出につきまして、いかが取り計らいをさせていただきますでしょうか。</p>
委員	<p>「指名推薦」でいいと思います。</p>
仮議長	<p>ただ今、指名推薦のお声をいただきましたが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>( 「異議なし」 の声 )</p>
仮議長	<p>それでは、指名推薦の方法をとらせていただきます。</p> <p>会長・副会長に、ご推薦いただく方はおられますでしょうか。</p>
委員	<p>私の方から、会長には、学識経験者から選出の、古川(ふるかわ)委員を推薦したいと思います。</p>

委 員	私の方から、副会長には、市議会から選出の、小 山（こやま）委員を推薦したいと思います。
仮 議 長	ただいま、会長及び副会長のご推薦をいただきましたが、他にご推薦いただく方はおられませんでしょうか。
委 員	（ 「なし」 の声 ）
仮 議 長	他に、ご推薦の方がいないようですので、推薦のありましたお2人に、一旦退席いただきまして、他の委員により本件のご協議を賜りたいと思います。 誠に恐縮ですが、古 川（ふるかわ）委員、小 山（こやま）委員、しばらくお席をはずしていただくようお願いできますでしょうか。
	（ 古川委員、小山委員、退席 ）
仮 議 長	それでは、お諮りいたします。 ご推薦のありました、古 川（ふるかわ）委員に会長を、小 山（こやま）委員に副会長をお願いすることについて、ご異存はないでしょうか。
委 員	（ 「異議なし」 の声 ）
仮 議 長	ありがとうございました。それでは事務局、お2人に入室をお願いします。
	（ 古川委員、小山委員、着席 ）
仮 議 長	ただいま、ご協議が整いましたので、ご報告いたします。 本審議会の会長には、古 川（ふるかわ）委員に、副会長には、小 山（こやま）委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。
	それでは、正・副会長が決定いたしましたので、ここで議長席を交代させていただき、議事進行につきましては、古 川（ふるかわ）会長と小 山（こやま）副会長をお願いしたいと思います。
	（ 議長交代 ）
事 務 局	どうもありがとうございました。 それでは、古川会長、小山副会長、正・副会長席の方へお願いいたします。

事務局	<p>それでは、ここで、就任の挨拶を古川会長、小山副会長にお願いしたいと思います。</p> <p>まず、古川会長 よろしくお願ひいたします。</p> <p>( 会長 就任あいさつ )</p>
事務局	<p>ありがとうございました。では、引き続きまして、小山副会長よろしくお願ひいたします。</p> <p>( 副会長 就任あいさつ )</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、ここで大塩市長は、所用のため退席させていただきます。ご了承賜りますよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>( 市長退席 )</p>
事務局	<p>それでは、これより、議事進行につきましては、古川会長 にお願いしたいと思います。古川会長よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、引き続き、議事進行をさせていただきます。 (恐れ入りますが、これより座らせていただいて進行させていただきます。)</p> <p>本日の議案は、先ほどの1件でございます。</p> <p>ただいま私が、会長に就任いたしましたので、条例上、審議会は会長が召集することとなっております関係で、委員の皆さまがお集まりいただいておりますこの機会に、続いて審議会を招集したという形でご了解をいただき、議事を進めさせていただきたいと思ひます。</p> <p>委員の皆さま、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは(2)その他に入らせていただきます。</p> <p>(中央北地区整備室職員 入室)</p> <p>「中央北地区整備事業に伴う都市計画案件について」の事前説明であります。当該事業の所管である中央北地区整備室の職員を、関係人として出席させていただいておりますので、事務局より紹介をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、中央北地区整備室の担当者をご紹介します。</p>

	(中央北地区整備室担当者紹介)
議長	それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	(事務局報告)
議長	説明は終わりました。 それでは、ただいまの説明に関しまして、ご質問・ご意見等はございませんでしょうか。
委員	住宅街区整備事業、住宅街区整備促進区域の変更についてですが、当初決定する際には大きな時間と労力を要したと思います。しかし、理由書を読みますと、廃止理由が2行で済まされておりました、物足りないのではないかと思います。職員の方も力を尽くして都市計画決定されたのに、2行では職員の仕事も評価されないのではないかと思います。経済状況の変化を廃止理由にしていますが、市の財政状況も要因であり、また、住宅街区整備事業の準備組合についても理由書に記入するべきであると思います。また、都市計画法第52条の3(土地建物等の先買い等)について、この12年間でそのような事例があったのかどうかをお聞かせください。
議長	住宅街区整備事業、住宅街区整備促進区域の変更について、他に何かご質問・ご意見等はございませんでしょうか。ないようでしたら事務局から回答願います。
事務局	理由書については、都市計画としての理由をわかりやすく抜粋しております。財政状況は都市計画上の問題ではないと考えられます。先行取得については、確認した上で再度ご回答いたします。
委員	土地区画整理事業、土地区画整理事業促進区域の決定についてですが、区域面積が当初の24haから22.3haに減少しています。都市計画法第52条の5(損失の補償)がありますが、減少した1.7haの土地所有者との間で補償問題が起こらないか心配ですがいかがですか。また、火打滝山線と小花滝山線は道路の中心線を区域界としていますが、中心線は整備後の中心線ですか。市道200号拡幅法線(南側)については、減歩の対象となるのですか。市道1313号東側を区域界としていますが、道路を拡幅整備しないのですか。
事務局	補償問題についてですが、住宅街区整備事業から土地区画整理事業に変更するにあたりまして、関係権利者の方々に対して昨年10月に説明会を行っ

	<p>ております。美園線については都市計画道路としての変更が今回ございません。事業区域から除かれることについて地元の方々から一定の理解を得ていると考えており、また、補償問題は起こらないと考えられます。火打滝山線と小花滝山線の道路中心線は、区画整理の区域界、都市計画道路の中心線であり、現状既存の道路中心線と一致します。市道200号拡幅法線（南側）については、南側へ道路を拡幅しませんので、減歩の対象とはなりません。</p> <p>委員 中央地区地区計画の変更についてですが、計画書の地区計画の目標には、「川西能勢口駅前を含む中心市街地と一体となった中央北地区の賑わい形成」、「中心市街地における都市間競争力を高めて」とありますが、これらは相反するものではないですか。建築物等の整備の方針には、集客サービス地区について、「まちなかの賑わいを創出する集客施設…の立地誘導を図る」とありますが、駅周辺の店舗は現在賑わっているような状況ではなく、空き店舗が増加しています。駅周辺と中央北地区との競合が起こるのではないですか。また、産業・業務地区については、「産業・業務施設の立地誘導を図る」とあり既に店舗等が建っておりますが、この表現でよいのですか。</p> <p>火打滝山線外1路線の変更についてですが、理由書について、「土地区画整理事業へ変更したことに伴い」ではなく「土地区画整理事業へ変更することに伴い」へ表現を変更するべきであると思います。小花滝山線外2路線の変更については、文化会館前線の法線が当初計画から大きく変更しています。また、せせらぎ遊歩道は、当初計画では火打滝山線とつながっていましたが、文化会館前線で止まっているのはなぜですか。せせらぎ遊歩道については、川西能勢口駅からの人々が使用される当初計画でありましたが、今回せせらぎ遊歩道南線は駅へ向かうのではなく市役所へ向かっているのはなぜですか。駅周辺との一体感がないように思います。せせらぎ遊歩道北線については立体的な範囲を定めていますが、地下については通路以外に使えるということですか。</p> <p>委員 せせらぎ遊歩道は、当初住宅街区整備事業の中の目玉でありました。土地区画整理事業でも活かすとのことですが、16mの幅員が本当に必要ですか。</p> <p>事務局 地区計画の目標については、当初と同様に、駅に近い中央北地区のポテンシャルを活かすためにこのような表現としております。集客ゾーン・産業業務ゾーンについては、駅周辺との競合等を踏まえ、具体的な内容はこれから考えていきます。せせらぎ遊歩道については、当初と同様に目玉として継承しております。区画整理区域内で道路を計画するため、このような計画としておまして、駅から文化会館までの動線としては、小花滝山線、せせらぎ遊歩道南線・北線、文化会館前線、火打滝山線を経由することになります。</p>
--	--

	<p>道路ではなく通路として立体都市計画決定を行うことにより、上空及び地下の都市計画制限がかからない部分については土地利用を促進いたします。</p>
委員	<p>せせらぎ遊歩道は、現状農水路であるかと思います。水利組合との間で水利権の問題が生じないのですか。</p>
事務局	<p>今後、事業の実施段階で水利組合、地権者等と管理方法、水路幅等について協議していきます。</p>
委員	<p>水利組合に対して、事前に説明していくべきではないですか。</p>
会長	<p>事業手法については、都市計画審議会からは少し外して審議させていただきたいと思います。また、今後もそのように運用させていただきたいと思います。</p> <p>理由書等には専門用語が多くありますが、小花滝山線外2路線の変更について、理由書に「特殊街路」とありますが、どのようなものか事務局より説明していただけますか。</p>
事務局	<p>都市計画法第11条第1項に位置づけられた道路です。</p>
事務局	<p>都市計画運用指針において、歩行者専用道、自転車専用道等として位置づけられております。</p>
議長	<p>わかりにくい専門用語が多々あるかもしれませんので、委員さんの中でそのような用語がございましたら、どうぞご質問願います。</p>
委員	<p>中央公園の変更について、理由書に「新たに地区内居住者のコミュニティ形成機能」とありますが、当初には市民全体の公園という考え方があった中で、コミュニティ形成とはどのようなものですか。なぜ当該公園にコミュニティ形成機能を持たせる必要があるのですか。</p> <p>ここで、議長に諮っていただきたいことがあります。今回意見書が4件出ておりました、公述意見も出ております。公聴会を傍聴しましたが、内容があまりにも要約されていて、訴えている方々の思いが伝わってこないのです、市民の方々が都市計画審議会が発言できる場を設けていただきたいと思います。市民参加条例がつくられようとしている方向性もございます。都市計画法第17条（都市計画の案の縦覧等）等のみでは市民の方々の思いが伝わりません。</p>



事務局	<p>地区内居住者のコミュニティ形成機能についてですが、文化会館を利用される方など幅広い方に公園が利用されると考えております。市民全体だけではなく、地区内居住者にとっても貴重な公園でありコミュニティ形成を担うことから、このような文言を付け加えております。</p>
委員	<p>具体的には、どのようなことを計画していますか。</p>
事務局	<p>現時点では、検討中です。</p>
委員	<p>地区内居住者の方が大いに公園を使用するべきではありますが、大きな税金が投資されることから、市民全体が使用するような表現になっていないことが疑問です。</p>
関係人	<p>都市計画サイドとしては、具体の土地利用については考えられていないという現時点での判断ですが、事業を推進していく立場といたしましては、せせらぎ遊歩道、中央公園を広く市民に開放する空間として位置づけようと考えております。また、広く市民の意見を聞いた後にどのような使用方法がよいのか検討していく予定です。中央公園は、土地区画整理事業の性格上、区域内の土地の権利者の方々の土地の減歩で一部生み出しているもので、この区域の方々のコミュニティや生活の一つの場として使用していただくことが都市計画の段階で想定されていると思います。</p>
議長	<p>これまでの意見書、公述意見の内容、都市計画の見解は大方網羅されていると思いますので、一定の評価をいただきたいと思います。</p>
委員	<p>以前にも提案させていただいたが、現地視察を行ってはどうですか。</p>
議長	<p>事務局と前もって日程調整して、実施していきたいと思います。 他に何かございませんか。</p>
委員	<p>( 「 な し 」 の 声 )</p>
議長	<p>他に意見がないようですので、その他につきましては、終わらせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。 委員の皆様、長時間にわたり、慎重なご審議を頂き、誠にありがとうございました。</p>

これもちまして、平成22年度 第1回 川西市都市計画審議会を終わらせていただきます。皆さまどうもご苦勞様でした。

